

できるようにした。また、飼料作物を自家利用した場合の確認書類を明確に定めるとともに、自家利用については、飼料作物の生産量や家畜への給餌量が記録された資料等を交付対象農業者に保管させ、地方農政局等の求めに応じて、これを交付対象農業者から提出させて確認書類に記載された収量の妥当性を確認できるようにした。

ウ 飼料作物、WCS用稲等の対象作物について、協議会等が地域の目安となる基準単収や近傍ほ場の平均単収を定めることとするなどして、協議会において、収量が相当程度低くなっていないかなど、実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行うことができるようにした。

エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導を実施する場合の基準等を具体的に定めてこれらの仕組みが十分に機能するようにすることなどにより、交付対象農業者において対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講じた。

## (2) 森林環境保全整備事業で整備された防護柵の維持管理について

(令和4年度決算検査報告 298 ページ参照)

### 1 本院が要求した改善の処置

林野庁は、森林環境保全整備事業実施要領等に基づき、人工造林等を行う森林環境保全整備事業(以下「整備事業」という。)を実施する都道府県に対して、森林環境保全整備事業費補助金を交付している。当該補助金の交付を受けた都道府県は、整備事業を自ら実施するほか、市町村、森林組合等が事業主体となって実施する整備事業に対して、補助金を交付するなどしている。同要領等によれば、整備事業において、野生鳥獣による森林被害の防止等を図るために、防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備を、人工造林等の施業と一体的に行うことができることとされている。そして、整備事業により整備された鳥獣害防止施設等の維持管理を行う者は、原則として事業主体とされている。また、都道府県知事は、その維持管理の実施状況について監督することとされており、特に、当該施設が被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導することとされている(以下、監督と指導とを合わせて「指導監督」という。)。そして、令和4年度版の森林・林業白書によれば、3年度の野生鳥獣による森林被害面積のうちシカによる被害が約7割を占めているとされており、林野庁は、防護柵の点検の実施については、シカの生息密度等といった設置箇所の諸条件(以下「現地の諸条件」という。)を勘案することが重要であるとしている。しかし、防護柵に破損が生ずるなどして防護柵で囲まれている造林地にシカが入り込める状態になるなどして森林被害が生じており、点検の実施に当たって現地の諸条件が勘案されておらず事業主体による防護柵の維持管理が十分でない事態、及び道県が防護柵の点検結果等の維持管理の実施状況を事業主体に記録させることや必要に応じて報告を求めることなどをしておらず事業主体による防護柵の維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備していない事態が見受けられた。

したがって、林野庁長官に対して5年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 都道府県及び事業主体に対して、現地の諸条件を勘案した上で防護柵の維持管理を行うことの重要性を周知するとともに、都道府県を通じるなどして事業主体に現地の諸条件に応じた防護柵の維持管理の方法を検討するよう助言すること

イ 都道府県に対して、防護柵の維持管理の実施状況を事業主体に記録させることや、必要に応じて報告を求めるなどして、事業主体による防護柵の維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備するよう助言すること

## 2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 毎年度開催する都道府県担当課長等会議等の会議を5年10月、6年1月及び同年5月に開催するなどして、都道府県及び都道府県を通じて事業主体に対して、現地の諸条件を勘案した上で防護柵の維持管理を行うことの重要性を周知するとともに、維持管理に当たり活用すべき具体的な資料を示して、都道府県を通じて事業主体に対して、現地の諸条件に応じた防護柵の維持管理の方法を検討するよう助言した。

イ アの会議において、都道府県に対して、防護柵の維持管理の実施状況を事業主体に記録させることや、必要に応じて報告を求めるなどして、事業主体による防護柵の維持管理の実施状況を把握して指導監督を十分に行うことのできる体制を整備するよう助言した。

### (3) 非常用発電設備が設置された農業水利施設の浸水対策等について

(令和4年度決算検査報告304ページ参照)

#### 1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、ダム、頭首工、ポンプ場等の農業水利施設の整備を自ら事業主体となって実施するほか、都道府県、市町村等が事業主体となって実施する場合に事業の実施に要する経費の一部を補助している。そして、各事業主体は、これらの農業水利施設のうち、商用電源が停電した場合でも機能を維持する必要がある施設には、非常用発電設備を設置している。同省は、平成30年5月に「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計[ポンプ場]」(以下「ポンプ場設計基準」という。)を改定して、ポンプ場の建屋における浸水対策を追加している。これによれば、建屋の設計に当たっては、ハザードマップ等を基に検討を行い、浸水対策を講ずる必要があるとされている。そして、浸水対策の選定に当たっては、想定される浸水の高さ(以下「想定浸水深」という。)等を考慮して、建屋の止水化・耐水化と機器等の高所化・耐水化を適切に組み合わせることとされている。この浸水対策の内容等は、令和元年9月に同省が改定した「電気設備計画設計技術指針(高低圧編)」(以下「電気設備指針」という。)においても同様のものとなっている。そして、非常用発電設備及び非常用発電設備に接続する負荷機器(以下「非常用発電設備等」という。)は、ポンプ場設計基準及び電気設備指針のいずれにおいても、浸水対策の対象となっている。そして、同省は、ポンプ場設計基準及び電気設備指針のそれぞれの改定後に行う農業水利施設の新設又は更新に係る設計については、浸水対策を反映させることにしている。しかし、これらの改定前に設計を行っている農業水利施設(以下「旧基準施設」という。)について、更新等を行うまでの間の浸水対策は明確になっていない。また、電気設備指針によれば、ダムに設置する非常用発電設備の燃料タンク容量については、燃料の輸送経路等を考慮して決定する必要があるが、一般に72時間以上運転可能な燃料タンク容量を採用している場合が多いとされている。そして、同省は、給油取扱所からの燃料の供給を前提とした所要の運転可能時間を確保する燃料タンク容量とする必要があるとしている。しかし、非常用発電設備等が想定浸水深より低い位置